

# 別府市宣伝部長「べっぴょん」の使用に関する要綱

制定 平成26年6月30日

別府市告示第252号

(趣旨)

第1条 この要綱は、別府市宣伝部長「べっぴょん」のデザイン及び名称(以下「デザイン等」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、商品等とは、販売を目的として製造する商品、販売促進を目的とした景品及びこれらに準ずるものをいう。

(使用の申請)

第3条 デザイン等を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ別府市宣伝部長「べっぴょん」使用申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、市長からデザイン等の使用の承認(以下「使用承認」という。)を受けなければならない。ただし、新聞、テレビその他報道関係機関が報道目的で使用する場合又は別府市が主体となって実施するイベント等で使用する場合は、この限りでない。

- (1) 事業所概要その他の申請者の事業内容がわかる資料
- (2) デザイン等の使用の目的、方法その他使用内容がわかる資料
- (3) 誓約書(様式第2号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請に要する費用は、申請者が負担するものとする。

(使用の承認)

第4条 市長は、前条第1項に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、デザイン等の使用が市の広告宣伝に寄与すると認められるときは、使用承認をすることができる。

2 市長は、使用承認をした場合は、別府市宣伝部長「べっぴょん」使用承認書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により使用承認をする場合において、使用方法等について条件を付することができる。

4 市長は、第1項の規定による審査において次の各号に掲げる場合のいずれ

かに該当すると認められるときは、使用承認をしないこととし、別府市宣伝部長「べっぴょん」使用不承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 市の信用若しくは品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- (3) 特定の個人、政治又は宗教団体を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがある場合
- (4) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項、第5項又は第11項に規定する営業を行う者がデザイン等を使用し、又はデザイン等を使用した商品等を販売する場合
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる企業若しくは団体である場合
- (7) デザイン等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (8) 立体物で、その表現がデザイン等の立体物と認められない場合
- (9) デザイン等の著しい変形その他デザイン等の使用が適当でないと思われる場合
- (10) その他承認することが不相当と認められる場合  
（使用料）

第5条 デザイン等の使用料については、次に定めるとおりとする。

- (1) 次に掲げる者は、無償とする。
  - ア 営利を目的とする別府市内で1年以上営業を続けている者
  - イ 営利を主たる目的とせず別府市内で活動している団体
  - ウ 別府市内に住所を有する個人
- (2) 前号に規定する者以外の者は、有償とし、使用料の額は、次のとおりとする。
  - ア 商品及びこれに準ずるものに使用する場合は、販売希望小売価格又は

販売予定小売価格にその予定生産数を乗じて算出した額に3パーセントを乗じて得た額とする。

イ 販売促進を目的とした景品及びこれに準ずるものに使用する場合は、制作費用に6パーセントを乗じて得た額とする。

2 市長は、前項第2号の規定にかかわらず、営利を目的とせず、かつ、デザイン等の使用が別府市の広告宣伝につながると認められる場合は、別途個別にデザイン等の著作権者との協議及び合意のうえ使用料を無償とすることができる。

(使用料の納付)

第6条 使用者は、前条の規定により算出した使用料を市長が指定する期日までに指定する口座に振り込まなければならない。この場合において、振込みに要する費用は、使用者の負担とする。

2 前項の規定により納入された使用料は、理由のいかんを問わず、還付しない。第8条第2項の規定により使用承認の内容の変更により新たに生じた使用料も同様とする。

(製造数の報告等)

第7条 使用者は、デザイン等を用いた商品等の製造後、速やかに製造数を書面により市長に報告しなければならない。

2 使用者は、デザイン等の使用期間終了後1か月以内にデザイン等を用いた商品等の製造数を書面により市長に報告しなければならない。

3 市長は、必要がある場合は、デザイン等の使用状況等について、使用者に報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用承認の内容の変更等)

第8条 使用者が使用承認の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ別府市宣伝部長「べっぴょん」使用変更申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更申請があった場合は、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは承認し、別府市宣伝部長「べっぴょん」使用変更承認書(様式第6号)により、不適当と認めるときは不承認とし、別府市宣伝部長「べっぴょん」使用変更不承認通知書(様式第7号)により通知する。

(使用承認の取消し等)

第9条 市長は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは使用承認

(前条第2項の規定による使用承認の変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)を取り消し、使用者に対し、デザイン等を使用した商品等の回収等の措置を請求することができる。この場合において、使用者は、使用承認の取消しの日から使用することができないものとする。

(1) 使用者がこの要綱の規定に違反した場合

(2) 使用者が第4条第3項の規定により使用承認に付した条件に違反した場合

(3) 第3条第1項又は第8条第1項に規定する申請の内容に虚偽のあることが判明した場合

(4) 第4条第4項各号のいずれかに該当するに至った場合

(5) その他デザイン等の使用の継続が不相当であると認められた場合

2 市長は、前項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用の非独占性等)

第10条 使用承認は、使用者に自己の商標若しくは意匠とする等独占してデザイン等を使用する権利を付与し、又は使用者若しくは商品等について市の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第11条 市は、第3条第1項又は第8条第1項に規定する申請に要した費用及びデザイン等の使用に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第12条 市は、使用承認をしたことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、デザイン等を使用した商品等の<sup>かし</sup>瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、当該第三者に対し全責任を負い、デザイン等の著作権者に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、デザイン等の使用に際して故意又は過失によりデザイン等の著作権者に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を著作権者に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第13条 市は、広く利用促進を図る観点から使用承認の状況等について情報を公開するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほかデザイン等の使用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。